

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和8年2月26日

独立行政法人日本芸術文化振興会
理事長 長谷川 眞理子

1. 調達概要

- (1) 件名 令和8～10年度独立行政法人日本芸術文化振興会火災保険の付保
- (2) 概要 本件は、独立行政法人日本芸術文化振興会が所有する資産に対する損害保険の付保である。
- (3) 保険期間 令和8年4月1日（水）午後4時から令和11年4月1日（日）午後4時まで

2. 競争参加資格

- (1) 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程第16条及び第17条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 独立行政法人日本芸術文化振興会一般競争（指名競争）参加資格において、令和7年度の「役務の提供等」で「A」、「B」、又は「C」等級の認定を受けている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けている者であること。）。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者は、同等級の認定を受けている者とみなす。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、独立行政法人日本芸術文化振興会、文部科学省又は文部科学省関係機関から取引停止又は指名停止の処分を受けていないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。
- (6) 保険業法（平成7年法律第105号）第3条の規定による損害保険業免許を受けている者であり、かつ、申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、損害保険業免許の登録の取消し又は損害保険業務の停止等の行政処分を受けている者でないこと。
- (7) ムーディーズ・ジャパン株式会社における保険財務力格付けがA3格以上又はS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社における保険財務格付けがA格以上の者であること。
- (8) 本公告に示した役務を履行できると契約担当役（独立行政法人日本芸術文化振興会理事長）が認めた者であること。
- (9) 契約担当役が別に指定する反社会的勢力に該当しない旨の誓約書に誓約できる者であること。

3. 本件調達に係る保険仲立人

共立インシュアランス・ブローカーズ株式会社

4. 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号
独立行政法人日本芸術文化振興会 財務部契約課契約係 本多
電話番号 050-1754-5981（直通）
- (2) 入札説明書の交付期間及び方法

入札説明書は、令和8年2月26日（木）から独立行政法人日本芸術文化振興会HP（トップページ>調達情報>入札情報一覧）又は上記（1）にて交付する。入札説明書の交付は無料とする。

独立行政法人日本芸術文化振興会HPからのダウンロードによる交付を希望する者は、入札説明書一式ファイル（電子媒体）にはパスワードを設定しているため、入札情報一覧に掲載しているパスワード請求願に必要事項を記入の上、keiyakuka-nt@ntj.jac.go.jpまで提出すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

令和8年2月26日（木）から令和8年3月19日（木）午後5時まで

上記（1）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

なお、申請書及び資料の一部については、令和8年2月26日（木）から令和8年3月17日（火）午後5時までの提出とし、上記3. に持参、郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）又は電子メールにより送信すること。

詳細は入札説明書のとおり。

(4) 入札書の受領期限

令和8年3月24日（火）午後5時

上記（1）に持参又は郵送（提出期間内必着、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）により提出すること。

※（1）～（4）の受付は土曜日、日曜日及び祝日を除く午前10時から午後5時までとする。

(5) 開札の日時及び場所

令和8年3月25日（水）午前11時

東京都千代田区隼町4番1号

独立行政法人日本芸術文化振興会 国立劇場本館3階 第5会議室

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、その他独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第16条第1項各号に掲げる入札並びに電子メールによる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(4) 誓約書の遵守 上記2.（9）の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約に反することとなったときは、当該者の入札を無効とし、落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(5) 落札者の決定方法 独立行政法人日本芸術文化振興会会計規程実施細則第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.（1）に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2.（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4.（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 「独立行政法人が行う契約に係る情報の公表について」（独立行政法人日本芸術文化振興会HPトップページ>調達情報）を参照の上、その内容について同意了承すること。（参照：<https://www.ntj.jac.go.jp/about/procurement/info.html>）

(10) 詳細は入札説明書による。